

# 西条小学校区住民自治協議会設立準備会からのお知らせ第3号

平成24年12月

西条小学校区住民自治協議会設立準備会  
会長 田谷良幸（上戸区長）

11月20日、市役所会議室において、西条小学校区全区長を対象に全体会を開催いたしました。

当日は、7月の全体会で議論いただいた組織イメージや全区長で構成する地域振興部会の運営について、その後検討を重ねたものを提案し、ご承認いただきました。

これまで、学校区全域の区長が一堂に会する機会がございましたが、ご承認いただいた地域振興部会を通じて各地区の自治会運営や地域の課題について意見、情報の交換を行うとともに、まちづくりに携わる各種団体との連携体制が構築されました。このことは、よりよい西条小学校区を創りあげていくための第1歩を踏み出せたものと考えております。

また、まちづくりを進めていくためには、各地区からのご意見をいただきながら、協議を重ねていく必要がございます。

ご多忙とは存じますが、引き続き協議にご参加いただき、ご意見をいただきますようお願いいたします。

※なお、これまでの準備会だよりと合わせて各区の回覧部数を送付させていただきますので、地区の皆様へ回覧くださいますようお願い申し上げます。

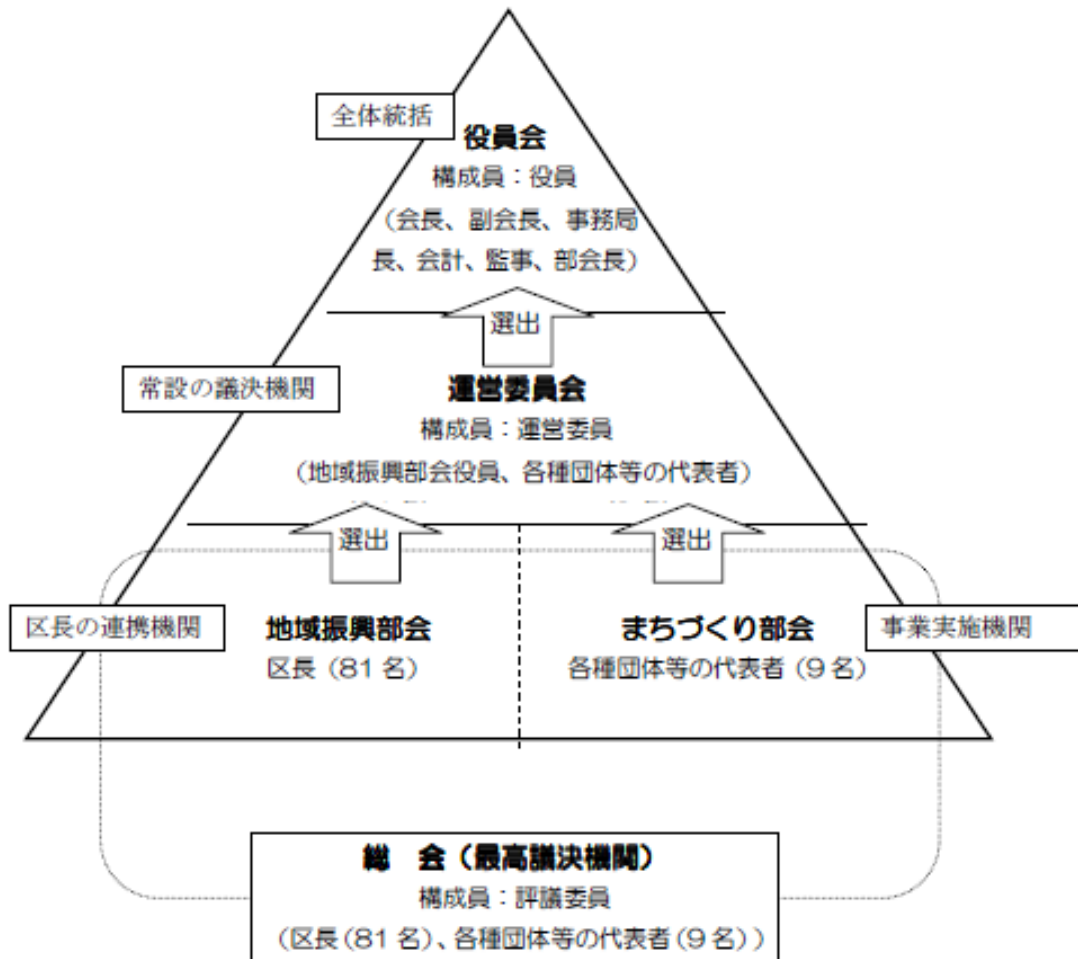
## 【11月20日全体会の協議結果】

1. 西条住民自治協議会規約  
協議会の組織構成、運営に関する規約案を定めました。
2. 地域振興部会規則  
全区長で構成する部会の運営規則を定めました。
3. 西条住民自治協議会組織の役割（裏面参照）  
協議会を総会、地域振興部会、まちづくり部会、運営委員会、役員会で構成します。
4. 地域振興部会役員（ブロック代表）の選出について  
各大字から区長2名選出して地域振興部会の役員となり、合わせて運営委員会の委員に就任します。

## 【今後の予定】

- ・まちづくり計画の策定（西条小学校区全体で取り組むべき活動や課題を5～10年の長期計画としてまとめます。）
- ・事業計画・予算の作成（平成25年度の事業計画・予算を決めていきます。）
- ・住民自治協議会の発足（平成25年3月中の設立を目指します。）

## 【西条住民自治協議会の概略図】



※区長の数は一隣接自治協議会との調整により変化する可能性があります。

### ○役員会

- ・協議会の議事の調整をはじめ全体統括及び基本方針の策定を行う。
- ・運営委員の中から選任する。

### ○運営委員会

- ・協議会の事業計画や予算の作成など、実質的な意思決定及び中心的な役割を行う。
- ・総会に付議する議案を作成したり、総会議決を要しない事項の評議決定を行う。
- ・地域連携部会とまちづくり部会の連絡調整等を行う。
- ・地域振興部会の役員、各種団体等の代表者により構成する。

### ○部会

#### （１）地域振興部会（区長で構成）

- ・全区長により構成する。
- ・協議会や市に対する区民からの要望のとりまとめ及び調整を行う。
- ・区相互の連絡調整（ブロック内での連携）を行う。

#### （２）まちづくり部会（各種団体で構成）

- ・各種団体等の代表者により構成する。
- ・事業の実施及び運営を行う。

### ○総会

- ・協議会の最高の議決機関で、事業計画等の承認、承認事項等を地域住民へ伝達する役割を担う。
- ・区長、各種団体等の代表者により構成する。